

平成30年8月6日

お客様各位

兵庫信用金庫

平成30年7月豪雨による被害を受けられたお客様へ

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された地域の被害を受けられました皆様には、次のとおりお取扱いさせていただきます。

記

1. 預金通帳・証書・印鑑等をなくされたお客様へのご預金のお支払いについては、柔軟に対応させていただきますのでご相談ください。
2. 定期預金等の期限前払出しについても、ご事情によりご相談に応じます。
3. 今回の災害のためお支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載や取引停止処分に対する配慮をいたします。
4. 損傷した紙幣や貨幣の引換えをいたします。
5. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案し、貸出の迅速化、返済の猶予等、災害の影響を受けられているお客様の便宜を考慮した適時的確な対応を行います。

以上

詳しくは、当金庫窓口までご相談ください。